

再生可能エネルギーを核とした農福連携推進事業基本構想策定業務委託 仕様書

1 業務の目的

本業務は、東日本大震災応急仮設住宅跡地の活用策として、令和3年5月に庁内プロジェクトチームでとりまとめられた「(仮称) おおたま再エネ・アグリパーク構想」(以下「再エネアグリ構想案」という。)の具現化を図るため、拠点施設の基本構想の策定を中心に、再生可能エネルギーのポテンシャル調査等各種調査の実施、合意形成支援、モデル事業の検討支援を一体的かつ総合的に実施することを目的とする。

再エネアグリ構想案は、大玉村玉井字横堀平地内にある仮設住宅跡地(村有地、敷地面積約3.4ha)を拠点として、バイオマス・小水力・風力・太陽光などの多様な小型再生可能エネルギー発電施設の導入と、それにより作られたエネルギーを活用した農業生産施設を新たに整備するとともに、障がい者や高齢者の農業分野での活躍を通じた社会参画の取組みとして「農福連携」による運営を目指した構想案である(詳細は別紙「(仮称) おおたま再エネ・アグリパーク構想」のとおり)。

基本構想の策定にあたっては、再エネアグリ構想案を基本としながら、産学官の有識者や専門家を交えた「(仮称) 大玉村再エネアグリプロジェクト検討委員会」(以下「検討委員会」という。)の意見を取り入れながら、本村の実情に合った実効性のある計画とするものとする。

2 業務名

再生可能エネルギーを核とした農福連携推進事業基本構想策定業務委託

3 履行期間

契約締結の日から令和5年2月21日まで

4 業務場所

福島県安達郡大玉村

5 業務内容

5-1 基本構想案の検討

再エネアグリ構想案を踏まえ、本事業の内容を具体的に検討する。

(1) 現状・課題整理

本村の農業振興及び障がい者福祉に関して、現状と課題の整理を行う。

(2) 農福連携ニーズ調査

関係団体、農業生産法人、福祉事業所、地元農業者等に対してヒアリングを行い、村内で振興すべき農産品目や加工品、農福連携による栽培手法、実施したい事項や課題、マーケットニーズ等を聴取することにより、農福連携の施策の方向性を整理する。

(3) 基本方針・取組施策の整理

再エネアグリ構想案や(1)の現状・課題分析、(2)の農福連携ニーズを基に、検討委員会の意見や提案を踏まえながら、再生可能エネルギーの活用と農福連携を基軸とした本事業の事業目的、必要性、基本方針等を整理する。

また、基本方針に基づき具体的な取組施策を整理する。

(4) 導入機能・拠点施設に係る検討

①導入機能検討

(3)の取組施策を踏まえて、対象地に導入すべき機能や必要な主たる施設・設備の内容及び規模について検討する。

②敷地条件整理

(4)①及び(5)に示す再生可能エネルギー施設の整備を念頭に、敷地条件(都市計画、現況土地利用、周辺インフラ整備状況等)を整理する。

③ゾーニング案の作成

(4)①②及び(5)を踏まえ、対象地のゾーニング(ゾーン別方針、ゾーン及び主要動線配置図、主要施設配置図)を検討する。

(5) 再生可能エネルギー施設の整備計画

①導入する再生可能エネルギーのポテンシャル整理

整備候補地におけるバイオマス・小水力・風力・太陽光などの多様な小型再生可能エネルギー発電施設のポテンシャルを整理する。

②導入規模の検討

上記(3)、(4)を踏まえ、整備候補地に導入する各種再生可能エネルギー施設の規模と配置を検討する。

③エネルギー供給方法の検討

隣接する公営住宅への供給、新規導入する農業施設への供給、並びに災害時の継続供給確保を含む地産地消型エネルギーマネジメントシステムの基本フレーム等を検討する。

(6) 事業計画に係る検討

①事業費概算

(4)(5)の内容について、施設整備費、施設運営コストを概算する。

この際、初期費用等軽減に向けて活用可能な補助金の内容や条件についても調査する。

②事業スキーム及び事業実施体制の検討

(6)①を踏まえ、官民連携による手法を含めた事業スキームや、整備段階・運営段階における産官学が連携した事業実施体制を検討する。

③事業化スケジュールの検討

本事業の実施に向けて必要となる調査、計画、設計、施工等のプロセスを検討し、事業開始までの全体スケジュールを作成する。

(7) 基本構想案とりまとめ

(1)～(6)の内容を、基本構想案として取りまとめる。

5-2 会議等への支援及び専門家や村民意見の集約等

産学官による有識者や専門家による検討委員会及び庁内関係部局で構成の庁内検討会議を設置し、本事業に関する意見・提案等を集約する。

(1) 検討委員会への支援

基本計画の検討期間内に3回程度開催し、資料の作成と説明を行う。

(2) 庁内検討会議への支援

必要に応じて開催するため、資料の作成と説明を行う。

(3) パブリックコメント

村民との情報共有を図るため、村の広報誌や公式ウェブサイトでの広報やパブリックコメントを実施することから、実施結果について基本構想に反映する。

5-3 農福連携モデル事業の実施支援

本事業に賛同する障がい者・高齢者と農業者とのマッチングを図り、障がい者・高齢者の農業体験活動を通じて、農福連携事業の実施支援を行う。

(1) 障がい者・高齢者の農作業体験の企画実施促進

本事業に賛同する障がい者就労支援施設や農業生産法人等に働きかけを行い、将来的に対象地で実施する農福連携事業のパイロット事業となりうる農業体験活動の企画・実施を促す。

障がい者就労支援施設や農業生産法人等によって実施される農業体験活動について、必要に応じて調整・支援を行うとともに、実施成果を検証し、対象地において実効性のある施策を進めていくための方向性や課題、留意点等を整理する。

6 業務実施上の注意事項

(1) 業務打合せ

受託者は、本業務の範囲について発注者と連絡を密にし、かつ、十分な協議を行う等の方法により業務の目的を達成しなければならない。

(2) 業務報告

受託者は、本業務の進捗状況等を必要に応じて発注者の求めにより提出しなければならない。

(3) 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。

(4) 関係資料の提供

発注者は、本業務に必要な資料、データ（個人情報に属するものを除く。）を提示、貸与する。

(5) 守秘義務

ア 受託者は、本契約の履行により知り得た業務の内容を一切他に漏らしてはならない。本契約の履行後又は解除後も同様とする。

イ 受託者は、本契約の履行について、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

ウ 受託者は、データの取扱いにあたっては、データの保護管理体制について必要な規定を設け、適正な管理を行い、情報の滅失、棄損等の事故を防止しなければならない。

(6) 権利

本契約の履行によって生じる権利は、発注者に帰属するものとする。

(7) 疑義

受託者は、業務の内容に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議のうえ、その指示に従わなければならない。

7 成果品

(1) 報告書 3 部（A4 版）

(2) 基本計画 3 部（データ一式（CD-R 等））

(3) 基本計画概要版 3 部（データ一式（CD-R 等））

(4) 会議資料及び議事録等資料（一式）

(5) 当該業務において使用した基礎データ等（一式）

(6) その他監督職員が必要と認めた資料（一式）